

川口市法定外公共物管理条例

(目的)

第1条 この条例は、法定外公共物の管理に関し必要な事項を定めることにより、法定外公共物の保全及び適正な維持管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「法定外公共物」とは、道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道及び河川法（昭和39年法律第167号）の適用又は準用を受けない河川その他水路、ため池、湖沼等（当該道又は河川その他水路、ため池、湖沼等と一体をなしている施設を含む。）で、本市が所有しているもの（公共の用に供されているものに限る。）をいう。

(行為の禁止)

第3条 何人も、次の行為をしてはならない。

- (1) 法定外公共物を損傷すること。
- (2) 法定外公共物に土石、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を捨てること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は適正な利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(占用等の許可)

第4条 法定外公共物において、次の行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 法定外公共物の敷地を占用すること。
- (2) 法定外公共物の敷地内において土石を採取すること。
- (3) 法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
- (4) 法定外公共物の敷地内において掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為をすること。
- (5) 河川その他水路、ため池、湖沼等の流水を占用すること。
- (6) 河川その他水路、ため池、湖沼等の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について影響を与えること。

2 市長は、前項の許可（以下「占用等の許可」という。）をするに当たり、法定外公共物の適正な管理の確保のため必要最小限度において、かつ、許可を受けた者に不当な義務を課すこととしない範囲において法定外公共物の維持管理のために必要な条件を付けることができる。

3 占用等の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 当該許可に係る行為に着手したとき。

(2) 当該許可に係る行為を中止したとき又は完了したとき。

(3) 氏名又は住所（法人にあっては、法人の名称若しくは所在地又は代表者の氏名）を変更したとき。

（許可の基準）

第5条 占用等の許可は、法定外公共物の管理に与える影響が小さいもので、必要やむを得ないと認められ、かつ、次の事由のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 法定外公共物の用途を妨げるおそれがないこと。

(2) 法定外公共物及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なうおそれがないこと。

（許可の期間）

第6条 占用等の許可の期間は、5年以内とする。

2 前項の期間は、更新することができる。

3 前項の規定により許可の期間を更新しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（占用料の徴収）

第7条 市長は、第4条第1項第1号に規定する占用につき占用料を徴収することができる。

（権利の譲渡等）

第8条 占用等の許可に基づく権利は、市長の承認を受けなければ、譲渡することができない。ただし、相続人、合併により設立される法人その他の占用者の一般承継人にあつては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により権利を承継した者は、その旨を市長に届け出なければ

ばならない。

(維持管理のために必要な工事等)

第9条 法定外公共物の維持管理のために必要な工事等は、原則として、市長が行う。

2 市長以外の者で法定外公共物の維持管理のために必要な工事等を行おうとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、草刈り、清掃その他これらに類する軽易な行為については、この限りでない。

3 前項に規定する工事等を行うために要する費用は、前項の承認（以下「施行承認」という。）を受けた者の負担とする。

4 市長は、施行承認をするに当たり、法定外公共物の維持管理のために必要があると認めるときは、当該承認に必要な条件を付けることができる。

5 施行承認を受けた者又は第2項の工事等を行う者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 当該施行承認に係る行為に着手したとき。

(2) 当該施行承認に係る行為を中止したとき又は完了したとき。

(3) 氏名又は住所（法人にあっては、法人の名称若しくは所在地又は代表者の氏名）を変更したとき。

6 第2項に規定する工事等を行った者は、当該工事等が完了したときは、速やかに市長の検査を受けなければならない。

(許可等の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、占用等の許可又は施行承認を取り消すことができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) 占用等の許可又は施行承認に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により占用等の許可又は施行承認を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用者に対し、占用等の許可若しくは施行承認を取り消し、又は法定外公共物の部分を定めてその占用を禁止し、若しくは制限を加えることができる。

(1) 市長が行う法定外公共物に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたと

き。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(原状回復等)

第11条 占有者又は施行承認を受けた者は、工作物の利用を取りやめたときは、その旨を市長に届け出るとともに、速やかに法定外公共物を原状に回復しなければならない。ただし、市長において特に原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、法定外公共物を損傷し、若しくは汚損した者又は現状を変更した者に対し、必要になった法定外公共物の工事を行わせることができる。

3 市長は、前2項の規定により原状回復等をしなければならない者が履行しない場合は、自ら法定外公共物の原状回復等に必要な措置を講じ、その要した費用をその者から徴収することができる。

(立入調査等)

第12条 市長は、法定外公共物に関する調査、測量若しくは工事又は法定外公共物の維持管理のため、特に必要があると認めるときは、当該職員をして他人の所有する土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(境界確定)

第13条 法定外公共物の隣接地の所有者は、市長に対し、法定外公共物との境界を確定するための協議を求めることができる。

2 市長は、法定外公共物の隣接地の所有者に対し、法定外公共物との境界を確定するための協議を求めることができる。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第3条に規定する行為をした者

(2) 占有等の許可を受けずに、第4条第1項各号に掲げる行為を行った者

(3) 偽りその他不正な手段により占有等の許可を受けた者

(4) 第8条第1項本文の規定による承認を受けずに権利を譲渡し、又は偽りその他不正な手段により承認を受けた者

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。